



令和 4 年 4 月 22 日
内閣府（防災担当）

令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（宮城県）

1. 令和 4 年福島県沖を震源とする地震による災害について、宮城県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
角田市 (かくだし)	3月16日	第1条第2号	10以上	—	—
白石市 (しろいしし)	3月16日	第1条第6号	2以上	—	—
蔵王町 (ざおうまち)	3月16日	第1条第6号	2以上	—	—
亘理町 (わたりちょう)	3月16日	第1条第6号	2以上	—	—

注：上記の数値は令和 4 年 4 月 21 日（木）16時00分現在の宮城県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の角田市への適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に該当することによる。

その他市町への適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（第1号若しくは第2号の市区町村を含む都道府県又は第3号の都道府県が2以上ある場合（※1）に、人口10万人未満の場合は5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満の場合は2世帯以上）に該当することによる。

※1 福島県福島市、新地町、宮城県山元町、角田市において、全壊10世帯以上により、第2号が適用されている。

- ※2
- ・白石市の人口は32,734人であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で第6号適用に該当。
 - ・蔵王町の人口は11,428人であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で第6号適用に該当。
 - ・亶理町の人口は33,098人であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で第6号適用に該当。

※ 人口は令和2年国勢調査による。

(宮城県においても同時発表。)

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）付 浅川、津軽、北島 TEL 03-5253-2111（内線51279） 03-3503-9394（直通）
